

尾張旭市監査公表第24号

令和5年11月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年12月5日付け5土第519号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

都市整備部土木管理課

監査の指摘事項	措置状況
普通財産の貸付けについて、共架電線に対する貸付料を尾張旭市道路占用料条例第2条で定める額に相当する額として算定しているが、1メートル未満の端数を切り上げずに算定し請求を行っている。	指摘事項につきましては、適正に事務を行うよう改めます。